

一方的「賞与減額・制度廃止」通達 練馬光が丘病院で未組織宣伝

東京医労連と共同で 20 人「理事会はルールを守れ」とチラシ配布



未組織宣伝する医労連・練馬労連

東京医労連の呼びかけで 6 月 3 日の早朝、光が丘にある、練馬光が丘病院で未組織宣伝を行いました。練馬労連からは 3 人が参加し、全体で 20 人が参加。

ティッシュでの宣伝を行いました。現在、練馬光が丘病院を運営する「地域医療振興協会」は今年の 1 月に「業績改善策」を打ち出しました。内容は「①賞与の減額②医療費減額制度の廃止」など、職員の賃金・福利厚生に直接かかわる問題です。それも、協会の理事長名で病院の管理者を飛び越えて、直接職員に通知する運営の民主的ルールを無視したやり方です。

医労連は「病院の運営はそこで働く役職員の奮闘に支えられています。労働者の権利を守り、尊重することは病院の発展にとって不可欠です。労使間のルールを守ることこそが病院の発展につながる」と訴え、「労働組合に相談しよう」と、組合の宣伝を行いました。

あなたも呼びかけ人になってください…「正社員ゼロ・残業代ゼロ労働法制改悪に反対する練馬実行委員会」(仮称)

今でも、相次ぐ派遣法の改悪で、多くの若者が正社員になれず、将来に夢の持てない労働実態が広がっています。ところが、今国会に提出された労働者派遣法の「改正」法案は「臨時的・一時的な業務に限る」という大原則を取り払い、人を入れ替えれば労働者派遣を永続的に続けることができる大改悪案です。これでは低賃金の使い捨て労働が蔓延し、日本中がブラック企業になりかねません。

また、6 月末といわれる産業競争力会議の 2014 年度答申と閣議決定へ向けて、労働時間法制の「見直し」がすすめられようとしています。「成果で評価される自由な働き方にふさわしい労働時間制度」などと言われていますが、実際には「残業代ゼロ・過労死促進」

につながる大改悪です。まさに、安倍首相が言う「日本を世界で一番、企業が活動しやすい国にする」労働者の暮らしも命さえ奪う、労働法制の大改悪です。

現在、国会へ向けた様々な行動が取り組まれています。ぜひ、可能な限り、ご参加をお願いします。

また、練馬での緊急の取り組みが、練馬労連と練馬全労協との共同で行われることになりました。「生涯派遣・正社員ゼロの派遣法改悪」「残業代ゼロ・過労死促進の労働時間法制見直し」などの「労働法制改悪反対」の一点での共闘で集会などを計画します。

別紙の要綱で呼びかけ人を募っています。各組合の執行委員のみなさんのご協力をお願いします。

JAL 不当解雇撤回裁判で東京高裁が不当判決!会社側言い分を丸のみ…「東京高裁は腐っている」ただちに最高裁に上告



高裁判決に怒りのこぶしを上げる原告・支援者

6月3日・5日、東京高裁はJALの解雇撤回を求めた裁判は東京高裁で原告の訴えを退ける、不当判決を出し、原告側はただちに最高裁への上告を決意

国民総ぐるみの行動に参加を誓う…年金者組合が第25回大会

5月15日、年金者組合練馬支部の第25回総会が石神井庁舎を会場に開催されました。安倍政権は秘密保護法の強行以来、公約違反のTPP、沖縄の心を踏みにじる米軍基地の問題、庶民の生活を貧困の泥沼に引きずり込む消費税増税、戦争をしたい人たちの願う解釈改憲など、国の根幹にかかわる問題を国民の声を聞くことなく強引に推し進めています。まさに独裁の始まりです。私たち高齢者は年金、医療、介護を通じて「年寄りはその間に長生きしないでいい」と、政府から言われています。冗談じゃない、黙って引き下がりません。高齢者にかかわる問題をはじめ・原発再稼働やTPPに反対し、憲法擁護、消費税増税を押



年金者組合の総会

し付けるな、非正規を正社員に、内部留保を賃上げに、リストラやめろ等、まさに国民総ぐるみの要求行動に積極的に参加することを誓い、総会を終えました。

ILO訪問とジュネーブ・パリへの旅に参加して…その1

郵政産業ユニオン練馬支部・練馬労連の常幹の吉澤利夫さんがILOを訪問し、日本の労働実態を訴えてきました。寄稿していただきましたので、連載します。

5月11日～17日 郵政産業ユニオンが20年程前から2年～3年おきに定期的に行っているILOへの訪問に初めて参加してきました。参加者は34名で、その中には国内の労働組合運動でILOを活用した取組みを提言し、広げてきた弁護士の牛久保さん、東京社会医学センターの村上さん、郵産ユニオン、医労連、全教、JALの不当解雇撤回をたたかう組合員です。



成田空港で行われた結団式で今回ツアーの目的が話されました。目的は①日本における非正規労働者、中でも郵政に働く非正規労働者の現状と待遇改善に向けた取組みを追加報告し、今後の運動への援助を求めていく②看護師の夜勤労働を報告し、今後の改善に向けた運動の援助を求めていく③労働安全衛生を拡充させていくために教職員の長時間労働を報告し、今後の改善に向けた運動の援助を求めていく④JALの不

ILOは政府・使用者・労働者の構成…公平な国際社会のための国際労働基準

ILO訪問最初の会議でマリア・エレナ・アンドレ労働者活動局長から歓迎のあいさつが次のようにされました。ILOという機関は政府、使用者、労働者で構成されておりユニークな存在です。皆さんが訪問されたということは大事なことであり、この場で意見交換ができるということは貴重です。各国とも労働組

当解雇問題でILOが勧告した内容にふまえた運動を報告し、解雇問題解決に向けた援助を求めていく⑤フランス労働組合のCGTと交流し、今後の私たちの運動に役立てていくというものです。しかも、ILOへの訪問はまる二日間朝から夕方までビッシリの予定で極めて内容の濃いものです。観光はパリに移動した午後の半日だけというものです。

合の事情は違いますが、公正、公平な労働が行われていくようにしていく必要があります。ILOが言う国際労働基準は最低の基準です。不公正な競争がまかり通るのではなく国際的に公平な社会になるようにすることです。そのためにも労働組合はILOが発信している条約を理解し、それを活用していくことです。

郵政産業ユニオンの発言…日本の非正規労働の差別的待遇に驚き



次に訪問団のILOへの報告とILOからの助言です。

郵政産業ユニオンは次のように発言しました。日本における非正規労働者は約1800万人、雇用労働者の39%に達し、中でも郵政に働く非正規労働者は19万人、46%に達している。非正規労働者は正社員と同じ仕事をしているにもかかわらず待遇は賃金で正社員の二分之一、職種によっては三分之一に抑えられ、64%は年収200万円以下のワーキングプアになっている。労働契約も半年ごとに行われ不安定な身分に置かれている。2011年9月末には赤字を理由にして65歳以上1万人以上の人を雇い止めされた。私たちはこうした状況を改善するべく正社員化と均等待遇を求めて行動している。昨年4月からは改正労働契約法20条によって正社員との均等待遇が行われるようになった。その改正法にふまえて均等待遇を

求めた要求書を提出し、交渉の場を設けるよう求めているが、現在になってもその場がもたれないままである。この改正法にふまえて5月8日には非正規労働者3人が均等待遇を求めて裁判を起した。ILOが発出している122号条約を日本政府は批准している。この122号条約との関連で非正規労働者の問題をどのように受け止めているかを明らかにしていただきたい。また、これに関連して必要な支援をしていただきたい。

これに対し担当官は、非正規で働いている人が多くなっていることに重大な関心をもっている。話を聞いていて正社員と同じように働いていながら大きな差があることにビックリしている。これは122条に関連する問題ととらえている。111号条約は民族による差別禁止等を書いたもので雇用形態については書いてないが、差別が拡大してきていることから関連するものとする。これは国際的な対策を考えていかなければならない。しかし、この問題は使用側からの抵抗があって扱いにくい。それだけに皆さんの取組みを



ILOに追加情報してほしい。6月のILO総会でこれに関する議題を行う予定で、そのためにもアピールしてきてほしい等、と答えていました。

このように郵政産業ユニオンがここ数年にわたり非正規問題でILOに情報提供してきたこと、しかも不安定雇用の問題が世界的に広がってきていること等からILO総会で議題にしていくとしています。これは非正規問題を国際的な基準で考えていくこと

看護師の夜間・長時間労働の実態…1973年と変わらない「あなた方は立ち上がってください」



医労連は次のように発言しました。日本では149号条約、171号条約を批准していない。そのために夜間労働に関する規制が看護師にもなく、二交代16時間勤務を行っているところが増えている。16時間勤務では終わらないために20時間を越えた勤務をしている人もいます。勤務内容も厳しく4人に3人が辞めたいと言っている。また、妊娠している看護師は免除されることになっているが、人員不足から夜間労働

を示唆するものです。貧困と格差の是正、不平等な社会をなくしていくのはILOの基本理念であり、この理念からいっても非正規問題でILOが更に一步踏み出した条約、勧告等を出して行くことを期待したいものです。条約や勧告を出して行く場合に使用者側からの抵抗があり、その抵抗を抑えて一步踏み出したものを出させるようにしていくためにも私たちの側からの情報提供が更に必要です。

働をしている。こうした現状を改善していくために集会、要請行動を通年的に行っている。世界における看護職員条約、夜業条約はどのようになっているか。また、これを批准させる有効なアクションはどのようにしていくべきかを助言してほしい。

これに対し担当官は、149号条約は世界で41カ国が批准しているが、日本は149号条約、171号条約を批准していない。看護師という職業は夜間労働が必要だが、その労働は12時間を越えた場合は健康障害が起こる。妊婦の夜間勤務は韓国でも行っているため深刻に思っている。話しを聞いていて1973年当時と日本は何ら変わっていない。あなた方は立ち上がってください。149号条約を批准させるためには障害はどこにあるのかを究明し、社会的対話を通じて実現することである。これを批准すれば監視機構をつくることができる。今後は看護師専門の部門別会議を設けるようにしていきたい等、と答えていました。

《練馬労連・関係の予定》

第15回世直しだいこん行進

日時 6月19日(木) 午後6時半～ 集合 中新井公園(桜台駅3分) →デモ

終結集会 午後7時半～ 場所 練馬文化センター 小ホール

終結集会・プログラム 7時半～ 開会

講演 「安倍政権の暴走と国民的反撃の情勢」

講師 金井克仁 弁護士 (東京法律事務所・自由法曹団幹事長)

各団体・決意表明

7月16日(水) 10時～なんでも相談会・つつじ公園

7月22日(火) 午後1時10分～第3回 松本・不当解雇撤回裁判 東京地方裁判所 630号法廷

7月25日(金) 午後6時半～ 平和行進・豊玉公園

<次回常幹等の日程>

練馬労連四役会議 6月16日(月) 19:00～ 第8回常任幹事会 6月25日(水) 18:30～